

平成31年度川口市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度川口市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	243,900 戸
(2) 年間総排水量	62,509,000 m ³
(3) 一日平均排水量	170,800 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 管渠整備事業	3,795,231 千円
イ ポンプ場整備事業	426,708 千円
ウ 流域下水道建設事業	489,780 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	11,486,088 千円
第1項 営業収益	8,354,924 千円
第2項 営業外収益	3,131,163 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 事業費	10,721,518 千円
第1項 営業費用	8,882,412 千円
第2項 営業外費用	1,099,658 千円
第3項 特別損失	738,448 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,670,594 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 278,649 千円、引継金 572,815 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,819,130 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	5,611,888 千円
第 1 項 企業債	3,264,600 千円
第 2 項 他会計補助金	1,741,757 千円
第 3 項 国庫補助金	605,514 千円
第 4 項 負担金	17 千円

支 出	
第 1 款 資本的支出	8,282,482 千円
第 1 項 建設改良費	4,737,045 千円
第 2 項 企業債償還金	3,545,437 千円

(特例的収入及び支出)

第 4 条の 2 地方公営企業法施行令第 4 条第 4 項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 674,537 千円及び 843,928 千円である。

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	東川口駅周辺浸水対策事業	2,766,500 千円	平成31年度	77,000 千円
				平成32年度	1,331,000 千円
				平成33年度	1,358,500 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道 築造事業	3,264,600 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 収益的支出の職員給与費 | 1,274,325 千円 |
| (2) 資本的支出の職員給与費 | 146,777 千円 |

(他会計からの補助金)

第 9 条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,921,079 千円である。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
車両運搬具	高圧洗浄車	1台

平成31年2月15日提出

川口市長 奥ノ木信夫